

佐賀市「人権だより」

No.3

令和3年3月発行
佐賀市人権・同和政策・男女参画課
TEL 40-7367 Fax 34-4549
E-mail jinken@city.saga.lg.jp

佐賀市では、全ての人が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会」の実現をめざしています。この人権だよりを通して人権問題に関心を持ち、理解を深めていただければ幸いです。ぜひご覧下さい。

難病って何だろう？

難病とは、「原因不明で、治療法もわからず長期の療養が必要な病気」のことをいいます。また、「人口の0.1%未満で、客観的な診断基準があるもの」は指定難病とよばれます。佐賀県内には、難病のある方が124人に1人の割合で暮らしていて、指定難病の医療受給者証の無い方、軽度の方などを含めるとさらに多くなります。難病について「もし自分だったら」と考え、人権に配慮した言動が大切です。



「限られた人生を楽しく過ごすために」

佐賀県難病相談支援センター所長 三原 睦子(みはら むつこ)さんにお話を伺いました。

Q1 佐賀県で多い難病はどんな病気ですか

A1 県内では、「パーキンソン病」が最も多く、1040の方がいらっしゃいます。そのほか、「潰瘍性大腸炎」や「全身性エリテマトーデス SLE」「クローン病」「脊髄小脳変性症 SCD」などがあります。

Q2 難病の方について教えてください。

A2 難病の方の中には、難病について話しても誤解されたり、インターネットによる誤った情報により差別を受けたりするなどの問題を抱えている方がいます。難病や難病の方に関心をもっていただきたいと思っています。

Q3 型糖尿病やリウマチなども難病の1つと伺いました。身近に難病があることを理解することも必要ですね。センターではどのようなことをされていますか？

A3 佐賀県難病相談支援センターは、就労支援や制度に関する支援、相談を行っています。難病の方の中には、相談先を知らずに支援を受けることができなかつた方もいます。もし、周囲に難病で困っている方がいたら当センターをぜひ紹介してください。

Q4 私たちにできることを教えてください。

A4 難病の方が困っているところを見かけたら、「お手伝いできることはありませんか？」と声をかけてみてください。勇気がいることかもしれませんが、あなたのその行動が難病の方の大きな助けになります。

佐賀県難病相談支援センター

〒840-0804 佐賀市神野東2丁目6-10

佐賀駅北館2階 佐賀県難病相談支援センター

電話 0952-97-9632

FAX 0952-97-9634

メール info@saga-nanbyo.com

ヘルプマークについて

このマークは、難病や内部障がいの方、義足や人工関節を使用している方、妊娠初期など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい方が周囲の人に、理解や支援を求めるために作られました。このマークをみかけたら、電車やバス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



STOP! コロナ差別

今こそ人権に配慮した言動に努めましょう



偏見や差別を防止するための法律ができたって聞いたよ。どんな法律なの？

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が令和3年2月13日に施行されたよ。この法律では、感染者やその家族、医療従事者の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないようにすることを目的としているよ。



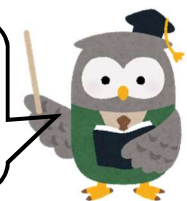
そうなんだ。どんな人権問題が起きているの？

「感染したことを理由に解雇される」「回復しているのに出社を拒否される」「感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する」などが起きているよ。こうした行為は決して許されないことだよ。



恐れるべきなのは人ではなくウイルスなのに、差別が起きるのは悲しいね。差別をなくすために、私たちにはなにができるかな？

情報に惑わされないために、発信元を確認するなど、多くの情報の中から正しい情報に気づく力を身に付けよう。様々な場面において「もし自分だったら」と考え、人権に配慮した言動に努めることが大切だよ。



ありがとう。差別のない地域づくりをめざしたいと思います。

ひとりで悩まずご相談ください (下記相談は土日、祝日、年末年始を除きます)

●みんなの人権110番(法務局) ☎0570-003-110 (8時30分~17時15分)

●人権啓発センターさが(佐賀県) ☎0952-25-7229 (9時~17時)

●人権・心配ごと相談(佐賀市) ☎0952-40-7085 (問い合わせ)

・毎週火曜日 13時30分~16時30分

・佐賀市役所本庁1階 市民相談コーナー(支所は月1回程度実施)